開発計画概要書(添付書類)記載要領

○各図面には図面の名称、方位及び縮尺を記入して下さい。

○各図面は赤色で開発区域を明示して下さい。

【位置図】

・縮尺1/50,000以上1/10,000以下程度(都市計画図、道路地図等(広域での位置を確認できるもの))

【区域図】

・縮尺：1/2,500程度(明細地図、住宅地図等)

【現況図】

・道路を茶色、水路を水色で着色

・開発区域及び周辺の地形(法面や擁壁等の位置、種類、地盤高)

・開発区域及び周辺の土地利用の状況(例：専用住宅、空地、農地等)

・開発区域及び周辺の公共施設等の位置及び形状(道路の路線名、建築基準上の性格(例：市道○○号線(基準法第42条第1項第1号道路))等)

【土地利用計画図】

・開発区域内の公共施設の計画の位置、形状

・予定建築物の概要(用途、構造、階数、面積等)

・開発道路については、幅員、延長、勾配、交差点等の計画高、既存道路については、路線名、建築基準法上の性格(例：市道○○号線(建築基準法第42条第1項第1号道路)等)

・法面の位置、形状(造成計画平面図にも同様に表示)

・擁壁の位置、種類及び地上高(造成計画平面図にも同様に表示)

・排水施設の位置及び水の流れの方向

・開発区域の面積が3,000㎡以上の場合は、原則として公園等の設置が必要(当該地は建築物の敷地には含めない。)。

・造成行為がない場合は、「切土・盛土等の造成行為なし。」と明記の上で、造成計画平面図及び造成計画断面図の添付を省略可。

【公図の写し】

・道路を茶色、水路を水色で着色

・法務局発行の最新(原則として３ヶ月以内)のもの。また、転写の場合は写した場所、日付、転写した者の氏名を明記。

【造成計画平面図】

・擁壁の位置、種類及び地上高を明記の上、切土部分を黄色、盛土部分を赤色で着色。

【造成計画断面図】

・計画地盤を実線で、現況地盤は点線で記入。

・擁壁の位置、種類及び地上高を明記の上、切土部分を黄色、盛土部分を赤色で着色。

【土地の登記事項証明書(登記簿謄本)】

・法務局発行の最新(原則として、３ヶ月以内)のもの(相談内容によっては閉鎖謄本が必要になる場合あり。)

その他審査に必要になる場合のある書類

【汚水排水施設計画平面図・給水施設計画平面図】(なるべく【土地利用計画図】に併記すること)

・流末までの雨水排水経路及び雨水桝を水色で着色

・流末までの汚水・雑排水経路、汚水桝及び放流先(浄化槽を含む)を黄色で着色

・給水経路を青色で着色

【擁壁の断面図】

【市街化調整区域内の場合は、立地要件(法第34条)を示す書類】

【既存建築物の証明書等】

・建築確認通知書、建物登記簿謄本、建築年次入りの固定資産(家屋)所有証明等(既存の建築物が線引き前から合法的に存在していたことを証明する書類)

【新旧対照表】